

みんなで知ろう

みんなで支えよう

成年後見 市民後見

～ 成年後見制度の利用推進と地域を支える市民後見人の養成に向けて ～

飯能市では、誰もが安心して暮らすことを目指す地域福祉活動として、判断能力が不十分な方の日常的な生活を支援し、後見活動を行う「市民後見人」の養成に取り組むこととなりました。そのきっかけづくりとして、下記のとおり講演会等を開催します。

「社会貢献をしてみたい」、「市民後見人でどんなことをするの」と意欲や関心がある方、「成年後見制度を利用してみたい」という方など、是非ご参加ください。

なお、講演会終了後、平成24年1月に市民後見人養成講座（入門編）を開催する予定です。

成年後見制度とは・・・

高齢者や障がい者など、判断能力が不十分な方々が、契約などを行う際に、悪質商法等の被害にあい不利益をこうむることがないように、権利利益を擁護し、本人の財産の適正な管理をとおして、本人の身を護る制度です。

市民後見人とは・・・

弁護士や司法書士などの専門資格はもたないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高い市民で、成年後見人に相応しい知識と技能を身につけ、高齢者や障がい者の尊厳を守りながら日常生活の支援を行います。

● 日 時

11月27日(日)
13:45～16:00
(開場 13:00)

● 会 場

飯能市総合福祉センター
3階 大会議室

● 申込・費用

申込先:介護福祉課高齢者担当

受付開始:11月7日(月)

受付時間:8:30～17:15(土日祝除く)

電話:042-973-2111 内186・187

定員:先着100名

費用:無料

● 主 催

飯能市／飯能市社会福祉協議会

● プログラム (手話通訳があります)

第1部 講演会

- ①「市民後見人の育成と支援体制の構築」
厚生労働省老健局 認知症・虐待防止対策推進室
係長 梅本 裕司 氏
- ②「施設における成年後見制度の取組」
社会福祉法人毛呂病院 光の家療育センター長
丸木 和子 氏(医師)
- ②「成年後見制度入門」
2010年成年後見法世界会議事務局長
司法書士 高橋 弘 氏(けやき野司法書士法人)

第2部 パネルディスカッション

- 「～福祉の現場から～
判断能力が不十分な方の権利を擁護するために」
社会福祉法人名栗園理事長 池田 徳幸 氏
飯能市地域包括支援センターあずま町 小野寺 江吏子 氏
飯能市消費生活相談員 下園 清美 氏

- 問合せ 飯能市福祉部介護福祉課
042-973-2111 内186・187

● 成年後見制度相談会のご案内

認知症高齢者向けの成年後見制度に関する相談会を下記のとおり開催します。

成年後見制度を活用してみたいと考えている方、関心はあるけど制度のことが良く分からない方、本人、家族に限らず、関係機関の職員からの相談でもお受けしています。

日時	会場	開催時間
平成23年11月17日(木)	東 吾野公民館	各会場とも 午後1時30分～ 4時30分
平成24年1月24日(火)	美杉台公民館	
平成24年3月22日(木)	総合福祉センター	

費用は無料です。ただし、各会場3件程度で、事前の申し込みが必要です。1週間前までに、下記までご連絡ください。

飯能市地域包括支援センター あずま町 電話971-3172 担当 小野寺
飯能市地域包括支援センター いなり町 電話980-5043 担当 阿部
飯能市地域包括支援センター みなみ町 電話978-5777 担当 関口

● 飯能市障害者相談支援事業のご案内

障害のある方の日常生活や社会生活に関する様々なご不便や課題について相談に応じ、障害福祉サービスの利用を始め、必要な情報提供や助言等を行うとともに、障害者の虐待の予防や権利擁護のための必要な援助を行う「障害者相談支援事業」を実施しています。

相談支援員がご本人やご家族からのご相談に応じます。

日常生活でお困りのことについて、その解決に向けて一緒に考えていきます。

- 各種障害者手帳の申請について
- ホームヘルパー派遣や施設の利用、就労の支援など障害福祉サービスの利用のための援助
- 成年後見制度の活用など権利擁護のための必要な援助 など

詳しくは、障害者福祉課まで 電話 973-2111 内線171 FAX 986-5072

E:mail syoufuku@city.hanno.saitama.jp

● 福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」のご案内

成年後見制度の利用が必要なほど判断能力が不十分ではないものの、その不安のある方が安心して生活できるように、定期的に訪問し、下記の内容のお手伝いをします。

- 福祉サービス利用援助…福祉サービスの利用をお手伝いします。
- 日常生活上の手続き援助…日常の暮らしに必要な事務手続きをお手伝いします。
- 日常的金銭管理…日常の暮らしに必要なお金の出し入れをお手伝いします。
- 書類等預かりサービス…大切な書類などをお預かりします。

相談は、飯能市社会福祉協議会 電話 973-0022まで。相談費用はかかりませんのでお気軽にご相談ください。